

平成 30 年度
包括外部監査の結果に関する報告書
及びこれに添えて提出する意見
【概要版】

農林水産業の施策に関する
事務の執行及び管理運営について

いわき市包括外部監査人
公認会計士 高久 健一

I 包括外部監査の概要

1 包括外部監査の種類

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号。以下、「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

農林水産業の施策に関する事務の執行及び管理運営について

3 外部監査の対象期間

原則として平成 29 年度の執行分

（必要に応じて他の年度も対象とする。）

4 外部監査の実施期間

平成 30 年 9 月 3 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

5 特定の事件を選定した理由について

我が国の農林水産業は、高齢化や後継者不足による担い手の減少、国際競争による価格低下等による経営の圧迫他、多くの課題を抱えるようになって久しい。また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災、及びそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故、さらにその後の風評被害により、福島県の農林水産業はより一層厳しい環境に置かれてきたが、いわき市もその例外ではない。

このような中、市は、農林水産業に関して、平成 28 年度に「いわき市の農業・農村振興基本計画」及び「いわき市森林・林業・木材産業振興プラン」、平成 26 年度に「第二期いわき市水産業振興プラン」、等を策定し施策の展開を図っている。

安心・安全な地元食材の供給、都市部と農山漁村の共生・交流、農山漁村の保全による自然災害や環境悪化の防止等、農林水産業は市民にとっても重要なものであると考えられるが、一方、市の厳しい財政状況も勘案してその施策を行っていく必要もある。

以上のような背景に基づき、現在の農林水産業の施策に関して、法令等に対する合規性、及びその経済性・効率性・有効性の観点から検討を行うことは有用であると判断し、監査テーマとして選定した。

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 農林水産業の施策に関する歳入・歳出が関係法令、規則及び諸規程に準拠して適切に処理されているか。

- ② 農林水産業の施策に関する財産の管理運営が関係法令、規則及び諸規程に準拠して適切に実施されているか。
- ③ 農林水産業の施策は、特に現状の財務状況等の観点から経済的・効率的に実施されているか。
- ④ 農林水産業の施策は、事後評価、改善活動が適切に行われていることにより有効的に実施されているか。

(2) 監査手続

- ① 農林水産業の施策に関して、関係法令、規則及び諸規程、市の計画・プラン、財務情報等の閲覧、担当者への質問（組織の状況、事務の内容等）を行い、テーマ全体の概要の把握を行う。
- ② 歳入・歳出、財産の管理が関係法令、規則及び諸規程に準拠して適切に実施されていることを確かめるため、各種資料（契約書、決裁書類、予算書、実績報告書、申請書、交付書等）の閲覧、担当者への質問及び必要と認められた関連施設の往査を実施し、その準拠性、整合性、各種事務手続の正確性等を検討する。
- ③ 施策が経済的・効率的に、また有効的に実施されていることを確かめるため、市の計画・プランや各種資料（実績報告書、各部課のモニタリング資料等）の閲覧、担当者への質問を実施し、市が事後評価、改善活動を適切に行っているか検討する。
- ④ その他必要と認められた監査手続を実施する。

7 監査対象機関

農林水産部が所管する農業振興課、農地課、林務課、水産課、卸売市場、及び農林水産業費に歳出が計上されている事業が行われている部局

8 外部監査の補助者

公認会計士	富	檜	健	一
公認会計士	高	嶋	清	彦
公認会計士	齋	藤	紀	朗
公認会計士	小	野	雄	高
公認会計士	小	山		暢
公認会計士	中	鉢	政	彦

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

II 包括外部監査の監査結果

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容	件数
指摘事項	現在の法令等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。	2 2
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。	4 1

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、平成 31 年 2 月末現在での判断に基づき記載している。

農林水産業の施策に関する事務の執行及び管理運営の概要 いわき市における農林水産業の施策に関する状況

1 「いわき市農業・農村振興基本計画」における進行管理表の審議委員会への提出時期等について【指摘】

平成 30 年 2 月に提出された進行管理表の実績数値は平成 28 年度の実績によっているため、平成 28 年度に対する審議委員会委員の意見は平成 30 年度に反映されることになり、次年度の事業計画に反映させる趣旨に反している。したがって、進行管理表の提出及び審議委員会開催時期を早めるか、開催時期は現在通りとし、当年度の暫定値を用いて協議・検討を行うか、いずれにせよ審議委員会委員の意見を次年度の事業計画に反映させる必要がある。

2 「いわき市農業・農村振興基本計画」の数値目標について【意見】

現在の数値目標には含まれていないが、重要なものとして以下のものが考えられ、今後計画を策定する際には検討すべきと考える。

① 販売農家の農業所得に関するもの

各種振興施策が実施されているが、その最終目標の 1 つとして販売農家の農業所得の拡大があるものと考えられる。基本計画の中での現状分析でも、「農産物の価格が低迷し、農業所得の減少、営農意欲の減退等が見受けられる」との記載があり、農業所得

の増加傾向が示されれば、各施策が連関して良好に進捗している一つの目安になるものとする。

② 耕作放棄地の発生防止に関するもの

振興施策の2「農地」、基本施策「農地の確保と有効利用」の個別施策として、「耕作放棄地の発生防止」があげられ、重点戦略となっており、基本計画の中で数値目標を明示すべきものとする。

3 「いわき市農業・農村振興基本計画」における進行管理表での自己評価・課題の記載内容について【意見】

平成28年度における達成状況が100%未満となっている項目があるが、自己評価を受けて、次年度以降にどのように取り組むのかの記載がないものが多く、PDCAサイクルの運用としては不十分であり、評価を受けて次年度以降の取組み方針についても検討すべきとする。

4 「いわき市農業・農村振興基本計画」における各年度のアクションプランの設定について【意見】

市は「いわき市農業・農村振興計画」を平成27年度から平成32年度までの5か年の計画として策定し、平成32年度に達成すべき目標値を定めるとともに、各年度の目標値も定め、毎年度の進捗管理を行っている。しかし、5か年計画における毎年度の具体的な行動計画としてのアクションプランは策定していない。目標達成に向けて計画期間における各年度に実施すべきアクションプランを定めるべきとする。

5 「いわき市森林・林業・木材産業振興プラン」の目標値の設定について【意見】

市では「いわき市森林・林業・木材産業振興プラン」について、目標年度である平成32年度の目標値を設定しているが、計画期間の各年度の目標値が設定されていない。そのため、毎年度における計画の達成状況の評価が不明確となっている。計画期間の各年度の目標値を設定し、毎年度において目標値と実績を比較することにより計画の達成状況の評価すべきとする。

6 「いわき市森林・林業・木材産業振興プラン」の進捗状況の管理について【意見】

進行管理表において、目標値に対する達成率が明示されていない。達成率が明示されていないので、各指標の評価の状況がわかりにくくなっており、達成率も明示すべきとする。また、評価を受けた次年度以降でとるべき具体的なアクションが明確にされていないものがあり明確にすべきとする。さらに、理由の中には「予算の確保が必要」との記載があるが、目標値の設定時において、当該目標値の達成にどの程度のコストが必要と見込んでいたのかが不明であり、目標値の設定に際しては、目標値の達成のためにどの程度の

コストが見込まれるのかを明確にしたうえで、実現可能な目標値を設定すべきと考える。

7 今後のいわき市水産業振興プラン策定について【意見】

「第二期いわき市水産業振興プラン」においては、施策の柱（重点項目）と基本項目・基本施策（基本方針）の関係が不明瞭である。また、個別施策は、策定時の水産業を取り囲む状況の全ての課題を取り上げ、網羅的に策定されたため過度に詳細になっており、部門ごとに設定したため重複する施策がある。さらに、個別施策の中でどれを重点的に実施するのかピンポイントで明示されていないため、実際行われている事業との対応関係が不明瞭となっている等、今後のプラン策定に向け改善していくことが必要と考える。さらに、今後は数値目標の設定について検討していく必要があるものとする。

各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について 第1 農業振興課

8 定款の入手について（いわきの里鬼ヶ城管理費）【指摘】

「いわきの里鬼ヶ城指定管理者募集要領」では、定款を入手することになっているが、現行の会社法規定に沿った定款を入手していない。定款が法的に合致しているかどうかの確認は、株主である市の責任としての役割であることから、適切な定款の更新を要請し、修正の確認をする必要がある。

9 貸与備品等の管理について（いわきの里鬼ヶ城管理費）【指摘】

貸与備品の管理状況を現地で確認した結果、備品台帳一覧表と不一致（既廃棄、管理番号不明）となっている物件が散見された。「いわき市財務規則」第277条では備品の管理規定が設けられており、今後、貸与備品の棚卸を実施し、備品台帳の整備を進める必要がある。

10 (株)いわきの里鬼ヶ城の収支状況について（いわきの里鬼ヶ城管理費）【意見】

(株)いわきの里鬼ヶ城は、平成22年以降、東電賠償金収入を除くと一貫して収支が赤字となっている。市は、平成29年度このような状況を改善するため、中山間地域活性化モデル事業を開始し、利用者数、収益の増加を図ろうとしているが、今後増加が望めない場合には、会社は債務超過に陥る可能性がある。収支悪化の要因を見極めた上で存続の可否、その後の対応等の検討が必要になると考える。

11 施設管理状況評価票での評価について（いわきの里鬼ヶ城管理費）【指摘】

施設管理状況評価票では、「課題がある場合の今後の改善方法」も記載するようになっている。特にここ近年は、利用者数の停滞、管理受託収入や東電賠償金収入の減少により収支が悪化しているが、評価票ではそのことに触れた上で今後どのような対応を取るか

のコメントがない状況が継続してきた。このような記載状況では実質的に評価していないと言わざるを得ない。前年度より実施している中山間地域活性化モデル事業にも触れ、全体としての今後の見通し等の記載も必要である。

1.2 指定管理者候補者の決定について（遠野オートキャンプ場管理費）【意見】

評価項目のうち事業実施体制の業務水準の維持、向上の具体的な方策については、1名の委員が否という評価をしている。形式的に判断する側面はあるものの、指定管理者を非公募、随意契約によっていることから、評価が否の理由の確認、各項目の評定を選定委員で議論するなど十分な協議をし、その結果を記録しておくことが必要と考える。

1.3 預託額の設定について（営農資金預託金）【指摘】

市から農協への預託金額は1億円となっており、これは制度開始年度より同額である。直近9カ年での融資枠に対する利用割合は最大でも平成27年度における40%程度であり、預託額である1億円を大幅に下回っている状況が継続しているが、推移が継続している状況を鑑みれば、実績状況を把握した上での預託額の設定や、実績が伸びない場合の対応等に少なからず問題があったものと考えられる。したがって、今後は、適切な預託額の設定、対応力の強化に努める必要がある。

1.4 融資条件の見直しについて（営農資金預託金）【指摘】

農業者等への貸付金の融資期間は毎年4月1日から翌年の3月30日まで、償還方法は元利一括償還とされており、農業者等の資金ニーズが農業機械購入や倉庫建設資金等の長期性の設備資金が主体であることを考えればミスマッチが生じている。このような状況に対して、農協は、市への預託金は年度末に一括返還するものの、農業者等からは、その取得した資産の年間償却分のみ返済してもらい、その残額については減額書換、毎年新たな金銭消費貸借契約書を締結することで対応している。また、その際には農協、農業者等ともに印紙税の負担が発生している。以上のような状況から現在の融資条件の見直しを検討する必要がある。

1.5 預託契約書における記載事項について（営農資金預託金）【意見】

市の農業者等への融資においては、預託融資制度が採られている。その中では、農協への預託金から生ずる収益の授受、また農協の融資業務に対する事務費用の支払の扱いが問題となるが、上記扱いの具体的記載はない。「預託契約書」でその扱いにつき明文化することが必要であると考ええる。

1.6 与信管理について（営農資金預託金）【指摘】

農協から提出された営農資金貸付実行報告書を閲覧したところ、その特記事項におい

て、「同額書換」との記載のある貸付先があった。担当者に質問したところ内容不明との回答であり、農協に確認依頼したところ、貸付先で資金不足により返済が滞っている状況であることが判明した。今後、貸付先に関する返済状況について与信管理を十分に行う必要がある。

17 「6秒CMコンテスト」の動画について（いわき産農林水産物風評被害対策事業費）
【意見】

現在も市の「魅せる課」のホームページ及び Youtube において閲覧が可能であり、Youtube で閲覧数を確認したところ、発表から 8 カ月経過している中で合計閲覧数は 8,809 回であった。一方、市は 3 月の 1 か月間限定して、当動画を Youtube においてバンパー広告として、東京及びいわき市において使用したが、この時の閲覧数は 38 万回であった。市のホームページや Youtube に公開するのみでは、作成に関わった関係者からさらに広く周知される点では限界があると考えられ、いわき市野菜の“安全・安心”に関するアピール力を高め、風評被害を払拭することを目的として作成された動画であり、その効果をより高める工夫を行う必要があると考える。

18 ポータルサイト及び「いわき野菜Navi」の作成・運営に関する委託契約について（いわき産農林水産物風評被害対策事業費）【意見】

現在、いずれも当初の委託先と随意契約を継続しているが、その理由として対応が可能な唯一の業者であるためとしている。内容からしてさほど専門的な知見を有する内容とは考えられないことから、随意契約とするにはより積極的な理由を付すことが必要であると考える。

19 事業の効率性について（自家消費作物モニタリング事業費）【意見】

平成 29 年度においては 2,907 件まで減少している。平日の日数は休日を除くと 247 日となるが、1 検査所の 1 日当たりの検査回数の平均値は 0.9 回と 1 回未満まで落ち込んでいる状況である。各地域の住民に必要とされる検査の頻度や実態を十分に調査し、検査所の輪番開所や受付時間の短縮などにより効率的な事業の実施が必要であると考える。

20 投資効果の検証について（産地パワーアップ事業費）【意見】

投資回収が耐用年数（7 年）内に行われていない事例がある。ファイナンス・リースの場合には、機械導入と経済効果は同じであり、過大投資にならないようコスト削減率のみではなく、投資回収についても基準を独自に定め、投資効果が十分に見込めるものを対象に補助を行うことが必要であると考える。

21 起案書の決裁日付の未記入について（第四期新農業生産振興プラン推進事業費補助

金)【指摘】

「第四期新農業生産振興プラン推進事業費補助金の確定(伺い)」の起案書について、同起案書は平成30年3月31日に起案され、課長の決裁を受けているが、決裁された日付が未記入である。今後注意を要する。

2.2 ヒアリングシートのヒアリング項目について(第四期新農業生産振興プラン推進事業費補助金)【意見】

補助金申請者は申請にあたってヒアリングシートを提出する。交付要綱において「補助対象者がこの要綱に基づく補助金以外の補助金等を交付され、又は交付の決定を受けている場合は、当該補助対象事業から除くものとする。」とされているが、ヒアリング項目の中に当該状況を問う項目がない。申請者を牽制する意味もあり項目を設けることが望ましいと考える。

2.3 補助事業申請可能期間について(第四期新農業生産振興プラン推進事業費補助金)【意見】

「実施基準」において、採択基準の一つに「各事業とも継続事業は3ヶ年を限度とする」という項目がある。これは市の農業の生産振興に係る事業者に対して幅広く支援を行っていくという趣旨であるが、第四期プランでは3年以内であるが、第三期プランから通算すると3年を超えて補助金が交付されているものがある。プラン期間は異なるとしても、その趣旨は同様のものと考えられ、プランの期間を超えて制限を加えるかについて検討する必要があると考える。

2.4 補助事業対象の内容及び記載について(第四期新農業生産振興プラン推進事業費補助金)【意見】

園芸作物パワーアップ事業で採択された補助事業対象で、段ボール出荷資材の購入のためというものがあつた。園芸作物パワーアップ事業の対象とする内容については、実施基準では「施設園芸の強化のため、農産物生産に必要な生産設備の導入や優良品種導入に対する支援」となっており、現在の文言上は補助事業対象にはならないものと考えられる。「補助事業対象」の内容及び記載について再検討する必要があると考える。

2.5 ヒアリングシートの採点数について(第四期新農業生産振興プラン推進事業費補助金)【意見】

採択された事業の採点数を見ると100点満点で30点から最大で45点と低採点となっている。第三者から見た場合、形式的にせよこの点数で採択するのに問題がないか疑問が生ずる可能性もある。したがって、今後は、制度の趣旨を汲んだ上、補助事業対象全体として採択に値する項目は何かを見極め、配分基準を見直し、適切な採点数となるように改

善する必要があると考える。

2.6 補助事業対象者が設備（ハード）を取得した際の管理運営規定の入手について（第四期新農業生産振興プラン推進事業費補助金）【指摘】

事務マニュアルでは、対象者が大型の設備を取得した場合を想定しその設備の管理規定を定めた管理運営規定（ハード事業のみ）を入手することになっているが、現在市は入手していない。今後、金額を含めた項目を事務マニュアル等で定め適切に運用していく必要がある。

2.7 「第四期新農業生産振興プラン推進事業補助金台帳」の事業効果の検証について（第四期新農業生産振興プラン推進事業費補助金）【指摘】

事務マニュアルでは、事業主体において、事業実施後 5 年間は補助金台帳を提出することになっている。補助金台帳には、事業効果の測定項目として一律、栽培農家戸数、栽培面積、生産量に関して、目標年度と各年度の実績を記載するようになっており、事業効果の進捗管理を行うこととなっている。補助金台帳を閲覧した結果、栽培・生産量の増大に直結しない事業でも同一の指標値を使用している、また、当初想定していた栽培農家の退出や進捗率が悪いため、実績値が減少している場合等に関しそれらの検証、記載がなされていない等、現状では実質的な事業効果の検証が不十分と考えられ、整備が必要である。

2.8 補助金交付後の現場視察について（第四期新農業生産振興プラン推進事業費補助金）【意見】

実際の廃棄の状況、補助金の事業効果の検証、また今後の補助対象事業選定の参考のためには、定期的な現場視察も併せて実施する必要があると考える。

2.9 効果検証について（農福商工連携・着地交流体験型施設整備事業費）【指摘】

実施計画において、効果検証として、「いわき市まちづくり市民会議」で検証を行うものとされているが、当市民会議の議事録等を閲覧した結果、当該事業を具体的に取り上げ、検証をしている訳ではない。効果検証の体制としては不十分なものと考えられ今後留意する必要がある。

3.0 補助対象の適切性について（農福商工連携・着地交流体験型施設整備事業費）【意見】

いわきワイナリー自体が平成 27 年に初めていわき市内で開業された施設である。いわき市産のワインのブランド化を目指すに際して、まずは品質の向上（そのための技術力向上）を優先すべきものであると考える。6 次化施設（着地交流体験型施設）の整備については、いわき産ワインの品質について一定程度の評価を得た後に、誘客として実施することが適切であると考えられ、補助事業の有効性を十分に検討する必要があると考える。

3 1 事業計画の実行可能性について（農福商工連携・着地交流体験型施設整備事業費）【意見】

5年目までのKPIが定められているが、KPI達成のための追加的な投資や施策の要否が不透明であり、収支計画等により確認されていない。また、実施計画で記載されているKPIはA法人が運営するワイナリーに限定された記載となっており、地方創生という目的において、面的な広がりがあるかのように見込まれるのかが不透明であり、今後状況を注視していく必要があると考える。

3 2 実績報告書の検証について（農福商工連携・着地交流体験型施設整備事業費）【意見】

実績報告書に支出明細が添付されており、市職員が検査の際に領収書等を閲覧し、支出の事実を確認しているとのことであるが、事務費として文具代等に80万円程度が計上されているなど、当該事業目的に照らして妥当な経費なのか疑問が残る。本件に関しては、いわきワイナリーを運営するA法人と補助事業の実施主体であるいわきワイン協議会の会長が同一であり、ワイナリー運営・製造・販売はA法人が行っていることから、補助事業対象経費として報告されている経費がいわきワイン協議会とA法人で混同する可能性がある。今後、補助対象経費として報告された支出が事業目的に照らして妥当なものなのか、さらに十分な審査を行う必要があると考える。

3 3 指定申請者の暴力団等該当性の確認時期について（フラワーセンター施設運営費）

【指摘】

指定管理期間は5年となっており、平成29年度現在の指定管理者の選定は平成25年度に実施されたが、審査前には指定申請者が暴力団等に該当しないか、市は警察署に照会することになっている。選定機関による選定候補者の決定は同年10月16日となっていたが、警察からの回答書は同年11月1日の事後となっていた。仮に該当していた場合、候補者選定を最初からやり直すリスクがあり、決定前に回答書を入手できるようスケジュールを組む必要があった。今後十分に留意する必要がある。

3 4 指定管理者側での収入の扱いについて（フラワーセンター施設運営費）【指摘】

現在、講座収入や花苗販売収入は指定管理者側では自主事業収入という認識であり、その認識に基づいて、事業計画書や事業報告書等の報告が行われている。基本協定書によれば、自主事業とは、「協定書に指定した本業務以外の業務で、乙（指定管理者）が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。」とされているが、講座開催費用や花苗販売のもととなる植栽育成費用は、指定管理料に含まれており、定義の「自己の費用において実施」されている業務には当たらない。また、講座開催はもとより販売される花苗もその植栽育成から生じており、「協定書に指定した本業務」の範疇に含まれるものと解す

る。以上より、両者を自主事業と見ることは適当ではなく今後改善の必要がある。

3.5 運営協議会の設置について（フラワーセンター施設運営費）【指摘】

基本協定書によれば、「本業務を円滑に実施するため、運営協議会を設置する。詳細については設置要綱にて定める」ことになっているが、現在まで設置されていない。また、「運営協議会に、関連団体、外部有識者、市民等を参加させることができる」とされており、今後のフラワーセンターの管理運営を考えた場合、協議会にはできるだけ幅広い参加者を募る必要がある。

3.6 貸与備品の管理について（フラワーセンター施設運営費）【指摘】

貸与備品の管理状況を現地で確認した結果、備品台帳一覧表と不一致（有姿除却）となっている物件があった。また、指定管理者によると他にも台帳と現物の不突合のものがあるとのことであり、「いわき市財務規則」第277条では備品の管理規定が設けられており、今後、貸与備品の棚卸を実施し、協定書の備品一覧及び備品台帳の整備を進める必要がある。

3.7 事業報告に添付される予算執行状況表の管理について（フラワーセンター施設運営費）【指摘】

事業報告書に添付される予算執行状況表の中で、予算額と執行額が比較的乖離している項目については指定管理者にその説明が求められるが、具体的理由の記載がないものがあり、市も予算額との乖離理由について究明していなかった。今後、市はそのような場合には指定管理者に究明を求める必要がある。

3.8 応募資格における地域要件の拡大について（フラワーセンター施設運営費）【意見】

直近の指定管理者の募集において、応募資格を「いわき市内に事業所を置く法人等に限る」としていることもあり、応募者は2者であった。地域要件の拡大により、応募者がより多く集まり、その結果サービスの質の向上が図られる可能性もあるため、今後地域要件の拡大の検討が望まれる。

3.9 市民アンケートの実施について（フラワーセンター施設運営費）【意見】

指定管理者は入園者に随時アンケートを行い、その意見や要望を把握し、管理運営に反映させている。しかし、市として一般市民向けアンケートを実施したことはなく、そのアンケート結果も管理運営に反映させれば、より幅広い市民層の来場により入園者数が増加する可能性もあり、市としてもアンケートの実施の検討が望まれる。

4.0 稼働率の改善について（市営牧野経費）【意見】

東日本大震災の影響により放牧地・採草地を閉鎖していた。平成 28 年度に芝山牧野の全面開放を行ったものの、震災後の畜産事業者の減少もあり、放牧地の利用再開後の放牧延頭数は震災前の約半分の水準にある。平成 30 年度から館下、東山牧野が採草地として再開することにより経費の増加が見込まれる。畜産事業者が減少している中において、収支差額のマイナスが拡大する場合には、市営牧野の運営方法について検討することが望まれる。

各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について 第 2 農地課

4 1 入札手続について（緊急ため池防災対策事業費）【意見】

平成 26 年 3 月から時限措置として、建設工事における指名競争入札について、参加者が 1 者となった場合でも入札を成立させるものとして、この扱いに従っているものがあった。なお、指名替え不可も付されていた。競争性を確保した入札手続となるよう指名替え不可の取扱いは極めて限定的なものとするべきであり、本件においては、継続的な事業であることから、入札手続に要する期間を十分に確保すれば、施工可能期間に影響を及ぼさず、また時限措置を使用することなく、競争性を確保した入札手続を実施することが可能であったものと思われ、今後留意が必要と考える。

4 2 川前地区農地周辺等追加除染事業委託に係る契約変更時期について（除染推進事業費（繰越明許））【意見】

業務終了直前の最終設計変更契約において大幅な減額となったが、除染の事前モニタリングは平成 29 年 8 月の住民説明会の前に行われ、その後、未舗装道路の削り取りは行わないことが承知されていたことから、その時点で一旦契約変更の手続は行うことができたと考えられ、今後は可能な限り適時の対応が望まれる。

4 3 川前地区農地周辺等追加除染業務に係る発注者支援業務委託に係る起案について（除染推進事業費（繰越明許））【指摘】

当該業務委託に当たっては、指名競争入札により業者を決定している。通常、業者選定において業者選定理由が記載され、一定の要件を満たした業者に指名連絡がなされているが、業者選定に関する理由の記載が確認できなかった。一定の競争性は確保されているものの、業者の選定理由は重要であることから、記載に漏れがないようにする必要がある。

4 4 随意契約の理由書等の添付について（国土調査事業費）【指摘】

市では随意契約を行う際には、随意契約の理由書及び随意契約確認表の作成が義務付けられているが、国土調査成果修正事業の業務委託に関して、これらの書類が作成されていない。随意契約は競争入札の例外であり理由書等で明確化するよう早急に改善す

る必要がある。

各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について 第3 林務課

4.5 湯の岳山荘指定管理者の指導強化について（林業施設管理費）【意見】

山荘利用希望者からの予約の対応の遅れ、当日預り金の当日入金遅れ、バンガローの自動火災報知設備の設置対応の報告遅れ等、たびたび始末書を林務課に提出している状況も見受けられ、今後指定管理者に対する指導強化が必要と考える。

4.6 石森山生活環境保全林の委託契約について（林業施設管理費）【意見】

業務内容及び実施状況の写真から見て、ときわ台生活環境保全林の業務内容と大差はないものと考えられ、現状の理由では委託契約を随意契約とするには乏しく、ときわ台生活環境保全林同様の入札の導入を検討する必要があると考える。

4.7 おふくろの宿について（貸与備品の管理について）（林業施設管理費）【指摘】

貸与備品の管理状況を現地で確認した結果、備品台帳一覧表と不一致となっている等問題が散見された。「いわき市財務規則」第277条では備品の管理規定が設けられており、今後、貸与備品の棚卸を実施し、協定書の物品明細及び備品台帳の整備を進める必要がある。

4.8 おふくろの宿について（おふくろの宿の収支状況について）（林業施設管理費）【意見】

平成27年度から収支は赤字となっている。現在、指定管理者としてもコンサルタントの導入や商工会の指導により経営改善を図っているとのことだが、利用者数等の減少は外部要因の影響も大きいものと考えられ、今後増加が望めない場合には、収支悪化の要因を見極めた上で存続の可否、その後の対応等の検討が必要になると考える。

4.9 おふくろの宿について（施設管理状況評価票での評価について）（林業施設管理費）【指摘】

施設管理状況評価票では、「課題がある場合の今後の改善方法」も記載するようになっている。特にここ近年は、利用者数の減少、宿泊料収入、料理・売店等収入の減少により収支が悪化しているが、評価票ではそのことに触れた上で今後どのような対応を取るかのコメントがない状況が継続している。このような記載状況では実質的に評価していないと言わざるをえず、今後改善が必要である。

5.0 造林事業費補助金交付時の現地調査について（造林事業費補助金）【意見】

県が主体の事業であり、県は交付時に「福島県森林整備事業取扱要領」により竣工検査

を行っており、市はそれらの書類で交付していれば特に問題ないとも言える。しかし、事業の趣旨から市が地元の森林整備事業の実態を確認することも重要と考えられ、補助金等交付規則で、必要な場合には現地調査を行うものとされており検討が必要であると考ええる。

5 1 貸付金の必要性について（林業振興資金貸付金）【意見】

市の外郭団体であるいわき市森林組合に対して、毎年1年返済で30,000千円（年利率0.5%）の貸付をおこなっている。いわき市森林組合は、平成29年12月末現在の財務諸表によると、財務状況は現預金412,932千円を有し、純資産も313,184千円であり、経営状況も黒字で推移している。さらに、過去の組合長の理事会での発言を見ると、期末の資金繰りの厳しいときに利用しているとのことであるが、月中は余剰状況となっているものと思われる。以上より、現在の林務課予算の厳しい状況を考えれば、現在の貸付を他事業に振り向けるべきと考える。

5 2 特別防除の薬剤散布時の地上作業部分の契約について（森林病虫害等防除事業費）【意見】

春、秋の伐倒駆除・燻蒸の他、薬剤散布も行われている。この中で特別防除のための散布事業があるが、内訳は地上作業部分と空中作業部分に分かれている。両者とも随意契約としているが、地上作業の主たる作業内容は、「薬剤の搬入・調合・運搬、ヘリポートの設置、警告板の作成・設置、連絡調整」があげられ、また実施状況の写真を見る限りにおいては、随意契約の理由とするまでの積極的理由に乏しいものと考えられ、地上作業部分に関しては入札とすることを検討すべきと考える。

5 3 入札参加有資格者名簿について（公有林整備事業費）【意見】

いわき市の入札参加有資格者（役務の提供の部）において、森林整備の業種がないことから、福島県の森林整備業務競争入札参加有資格者名簿を参考としたことが記載されている。当該事業は過年度からの整備事業であること、今後の継続事業となる可能性もあることから、入札参加有資格者の登録の際に、該当する業種を登録しておくことが必要であると考える。

5 4 落石事故について（現年度発生災害復旧費（単独））【意見】

今回の災害箇所は、平成13年11月13日に県が「急傾斜地崩壊危険区域 鬼越地区」に指定し、急傾斜地崩壊防止工事を施工している。市内で今後同様なケースが発生するかは現状定かでないが、少なくとも同様なケースが想起できる区域は再点検し、また仮に発生してしまった場合には、今回の事後対応を活かすことが望まれる。

各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について 第4 水産課

5.5 「常磐もの」認知度向上首都圏 CM 放映業務の効果について（いわき産農林水産物風評被害対策事業費）【意見】

予算や放映回数等を勘案し、「東京メトロポリタンテレビジョン（東京 MX）」を放映対象テレビ局として選定しているが、同局は、視聴率が公開されておらず、CM 放送の効果は不明であり、選定理由が予算と放映回数等に限って行われている点について、事業目的を達成できているのか疑問がある。目的を達成できる見込みのある媒体を十分に検討し実施するべきであると考え。

5.6 業務委託における予算設計について（漁業再開支援事業費）【意見】

放射性物質スクリーニング検査の実施主体は市ではなく、いわき市漁業協同組合及び小名浜機船底曳網漁業協同組合であるため、当事業は業務委託契約として行われている。両組合では、水揚げしている魚種数が異なることから、検体数に大幅な乖離があり、1 試験操業当たりで概ね 10 倍程度の作業量の違いがでていると考えられ、作業量の違いがあるにもかかわらず、同じ人員配置または同じ日当単価で予算設計を行うことには問題があるものと考えられる。なお、平成 31 年度においては、より実態に合わせた予算設計を行う方針であり、作業員数を実態にあわせて減らしたものとすることである。

5.7 預託金を継続することの意義について（漁業振興資金預託金）【意見】

直近の信漁連の決算書では、現預金は預託金を十分に上回っており、また、融資実績についても預託金を必要とする状況にはないものと推察される。市としては、預託金を拠出することにより資金が固定化していることから、当該制度を継続している意義を検討するとともに、資金の活用状況を把握し、必要性がない場合には、制度の見直しを図る必要があると考え。

各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について 第5 卸売市場

5.8 仲卸業者の直荷引き取引について【指摘】

仲卸業者は、原則として、市場内においてその許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならず（直荷引き取引の禁止）、但し、市場の卸売業者から買入れることが困難な場合に限って、市長の許可を受けた上で可能となっている。しかしながら、現状では、申請等がなされないまま取引が開始され、事後的にも当該取引に対する業者からの使用料の申告がなされておらず、市の管理係の検査によって初めて使用料を徴収している状況である。したがって、市は業者の適正申請納付を指導していく必要がある。

5 9 経営計画の策定について【意見】

卸売市場は、平成 20 年 3 月に 3 年間の事業経営計画を策定した後、計画を策定してこなかった。今後、中長期的には、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故後の取扱高や使用料収入の減少、オープン時から 40 年以上経過している建物等の維持補修費の増加等により収支差額が減少し、起債残高や一般会計からの繰入金が増加も含めて財政的に厳しい状況となっていくことが予想される。以上のような状況の中、管理係が今後の経営計画の策定に着手しているが、現時点では完成していない。今後、今般の卸売市場法の改正等の影響も関係者協議の上で計画に取り込み、早急に完成することが必要であると考えられる。

その他 第 1 有害鳥獣駆除事業費

6 0 イノシシの目撃情報の一元管理について【意見】

平成 29 年度まで、所管課では支所まで含めた目撃情報の一元管理は十分でなかった。一元管理を行って、その情報を分析して捕獲者に伝達することで、より能動的、効果的な捕獲ができる可能性もある。よって、外部関係機関の連絡・調整を行う農業振興課等とも協議し、今後一元管理を行う必要がある。なお、平成 30 年度からは一元管理を行うよう改善されている。

その他 第 2 農業集落排水事業

6 1 使用料の設定について【意見】

遠野を除く各処理区域の処理人口（処理区域内の人口）は減少傾向にあり、平成 29 年度の処理人口は平成 20 年度に比べて 14%減少しており、今後も減少傾向が続くものと推測される。当該事業は、農村地域の生活改善、下流域に対しての水質保全の機能等も有し、一概に経済的効果のみで判断はできないが、現状ランニングコストも賄えておらず、また、過去消費税を除き使用料の見直しが行われていない状況から、今後使用料の見直しも検討する必要があると考える。

6 2 施設別の収支把握について【意見】

平成 28 年度から公営企業会計に移行しているが、現状施設別の収支把握は行われていない。今後、農業集落排水事業の置かれた厳しい現状に鑑み当該事業の改善策の検討に入ることになるが、その場合、まず各施設の現状分析を行った上でその収支状況も踏まえ、施設別に柔軟な使用料の設定を検討する必要があると考える。

その他 第3 農業委員会

6.3 ホームページの掲載事項について【指摘】

今般の改正により、「農地等の利用の最適化の推進」が法令業務となった。しかし、監査時に農業委員会のホームページを確認したところ、いまだ「農業委員会の業務」等のページで更新されていない状況であった。「いわき市ホームページ情報提供要綱」によれば、適切な時期に掲載するとともに、掲載した情報については随時更新し、常に最新の状態に維持管理しなければならないとされている。市民への情報提供は極めて重要な施策であることから早急に改善する必要がある。